

令和 8 年度

真狩村保育施設等利用のご案内

利用申込みの前に

このご案内は、認定こども園まっかり保育所や他市町村の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の申込用です。

保育施設等によって、その保育方針や取り組みはさまざまです。

利用申込みにあたっては、必ず、保育施設等をお子さんと一緒に事前に見学していただき、重要事項の説明を受けてください。

注意事項

- 1 子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。
また、保育の必要量によって下記のとおり区分され、利用できる時間が異なります。
「教育標準時間（幼稚園）」の保育時間は基本1日あたり最長4時間
「保育標準時間」の保育時間は基本1日あたり最長11時間
「保育短時間」の保育時間は基本1日あたり最長8時間
- 2 村外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の利用を希望する場合も記載できます。

真狩村 住民課 福祉係

1 子ども・子育て支援制度について.....	1
(1) 教育・保育給付認定について.....	1
(2) 保育認定の方(2号認定・3号認定)が利用できる保育施設等.....	2
(3) 利用手続きの流れ(2号認定・3号認定).....	2
(4) 教育・保育給付認定の有効期間.....	3
(5) 教育・保育給付認定に関する手続き.....	3
(6) 施設等利用給付認定に関する手続き.....	4
2 真狩村保育施設等の利用について.....	5
(1) 利用申込みができるのは.....	5
(2) 保育時間、開所日・休所日、利用開始日・退所日.....	5
(3) 申込みに必要な書類について.....	6
(4) 年度途中の利用申込み.....	7
(5) 入所選考について.....	7
3 利用に関する手続きについて.....	10
(1) 転所・退所等.....	10
(2) 申込み時と状況が変わった方.....	10
4 利用申込み関係書類.....	11
提出書類チェックリスト.....	11
令和8年度 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼 保育施設等利用申込書.....	13
就 労 証 明 書.....	15
就 労 申 告 書.....	17
誓 約 書 兼 就 職 活 動 報 告 書.....	19
申 立 書.....	21
5 注 意 事 項.....	23
6 利用者負担額(保育料)について.....	24
(1) 保育料について.....	24
(2) 保育料の決定.....	24
(3) 利用者負担額の納付について.....	24
①納付方法.....	24
② 口座振替の手続き.....	24
(4) 利用者負担額の減免等について.....	25
①多子軽減(きょうだい児減免).....	25
②災害・疾病等による利用者負担額の減免.....	25
(5) 利用者負担額の特例(減額)について.....	25
(6) 給食費について.....	25
7 令和8年度 保育所利用者負担額表.....	26
認定こども園まっかり保育所.....	26
(1) 保育標準時間(保育所11時間).....	26
(2) 保育短時間(保育所8時間).....	27

1 子ども・子育て支援制度について

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、「子ども・子育て支援制度」が平成27年度よりはじまり、その実施に伴う幼稚園や保育所等を利用する際の手続きをお知らせします。

まず、幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただき、村から認定証を交付します。保育が必要な方は村が利用調整を行うため、同時に希望する保育施設等の利用申込が必要です。

※平成28年度より認定こども園まっかり保育所として、1号認定こども（幼稚園）の受入れを実施しております。

(1) 教育・保育給付認定について

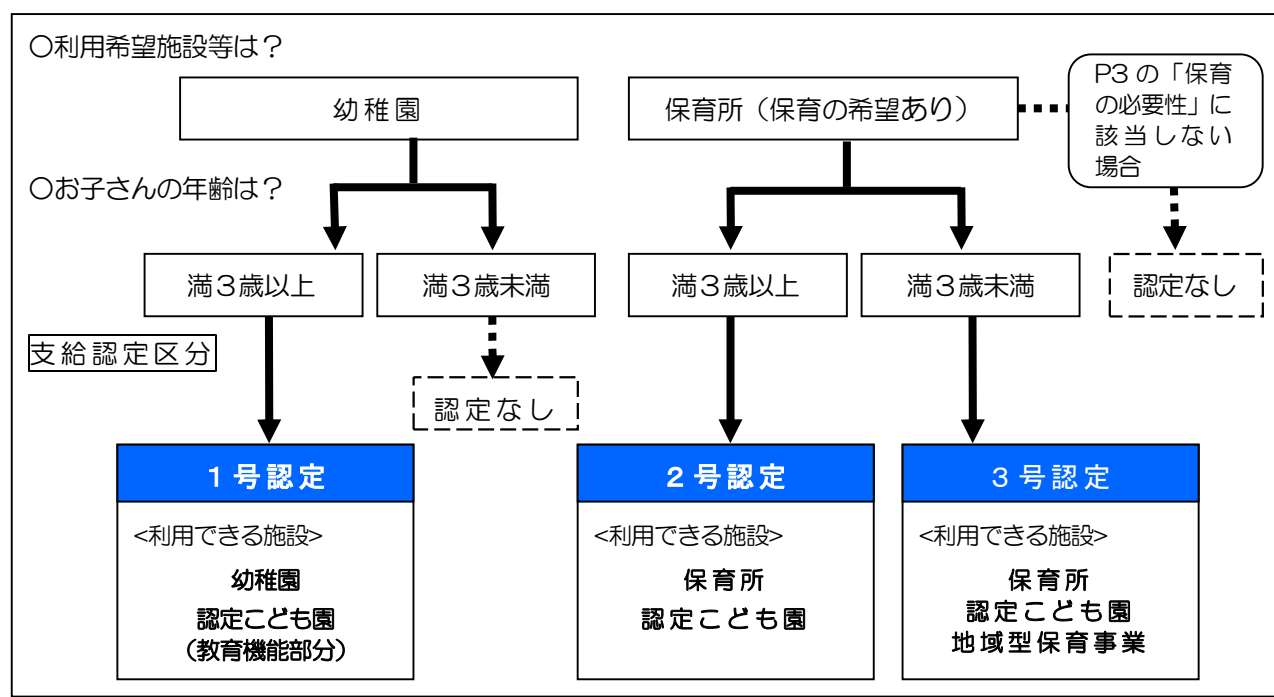
①教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育機能）（注1）
満3歳以上・保育認定 2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園等
満3歳未満・保育認定 3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）（注2）

※注1 認定こども園まっかり保育所は幼稚園として入園することができます。村外の幼稚園には新制度に移行する園と旧制度のまま継続する園とがあります。詳しくは入園を希望される園にお問い合わせください。

※注2 特定地域型保育事業を行う事業者は、現在、村内にはありません。

②お子さんの年齢や保育を必要とするか、しないかなどで教育・保育給付認定区分が決まります。また、3つの認定区分に応じて、利用できる施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業）が異なります。



- ③ 保育認定（2号認定又は3号認定）を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間（保育必要量）を認定します。
 保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	就労時間（月）	保育を利用できる時間
保育標準時間	月120時間以上 （1週当たり30時間）	一日あたり最長11時間
保育短時間	月48時間以上 120時間未満 （1週当たり12時間）	一日あたり最長8時間

（2）保育認定の方（2号認定・3号認定）が利用できる保育施設等

保育所
2号・3号（0～5歳）

就労などの理由により、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。

認定こども園
2号・3号（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。
 ※1号認定の方は教育機能部分のみ利用できます。

特定地域型保育事業
3号（0～2歳）

 ※特定地域型保育事業は、卒園後（3歳以降）の利用先として連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が設定される仕組みです。卒園後は、連携施設を引き続き利用できます。

0～2歳の子どもを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。この事業には、次の4種類があります。

家庭的保育事業 定員5人以下
 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業

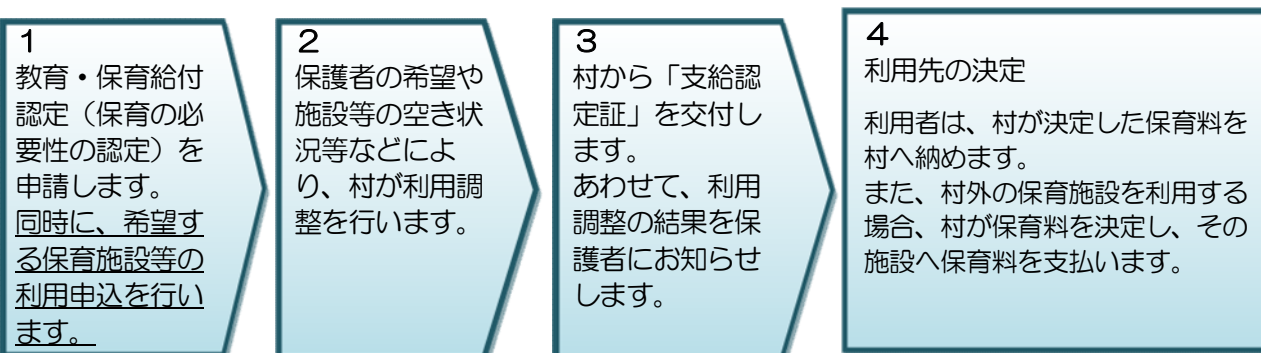
小規模保育事業 定員6～19人以下
 比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を行う事業

居宅訪問型保育事業
 個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

事業所内保育事業
 事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業

（3）利用手続きの流れ（2号認定・3号認定）

保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望する場合



（４）教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間は、保育の必要性の事由に応じて異なります。

教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。

保育の必要性の事由	支給認定の有効期間
就労している（月48時間以上）	2号：小学校就学前まで（最長3年） 3号：満3歳の誕生日の前日まで（最長2年） ※注1 雇用期限のある仕事をされている場合などは、支給認定の有効期間が短くなる場合があります。
疾病、負傷、障がい等がある	
同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している	
災害等の復旧にあたっている	
その他（村長が必要と認める場合）	
妊娠中または出産後間がない （出産月の前2か月から出産日の後8週間）	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 効力発生日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動している	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 効力発生日から90日が経過する日が属する月の末日まで
就学している（通信教育等は含まない）	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 効力発生日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	出産日から1年以内 ただし、次年度にまたがる場合は、年度当初から、育児休業対象児童が1歳を迎えた日の属する月の末日まで

（５）教育・保育給付認定に関する手続き

教育・保育給付認定を受けた方（原則、教育・保育給付認定の有効期間が複数年ある方）については、年に1回、保育が必要な状況及び住民要件等を確認させていただくため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。また、状況に応じて、以下の各種手続きが必要になる場合があります。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となることがありますので、ご注意ください。

なお、教育・保育給付認定を受けているものの、現在保育施設等を利用していない方（未入所・保留となった方）についても、「現況届」の提出、その他、必要な手続きを行っていただく必要があります。

ア）教育・保育給付認定の変更申請

下記の事項に変更が生じた場合には、必ず、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。その際、交付している支給認定証は返却していただきます。

①保育の必要性の事由または保育必要量

仕事をやめたときや就労時間が減った場合など、保育が必要な状況に変化があった場合

②教育・保育給付認定区分（保育の希望の有無）

保育施設等を利用されていない方（例えば幼稚園ご利用の方）が保育施設等の利用を希望される場合

③利用者負担（保育料）に関する事項

婚姻等により世帯構成に変化が生じた場合や村民税額の修正申告等を行った場合

イ) 職権による教育・保育給付認定の変更

満3歳未満・保育認定（3号認定）の子どもが満3歳に達したときは、村が満3歳以上・保育認定（2号認定）に職権で変更し、支給認定証を交付します。このほか、必要があると認めるときは、村が教育・保育給付認定の変更認定を行うことがあります。

ウ) 教育・保育給付認定の取消し

教育・保育給付認定有効期間内に、真狩村から転出した場合には、教育・保育給付認定を取り消します。

エ) 教育・保育給付認定の再交付

教育・保育給付認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

(6) 施設等利用給付認定に関する手続き

幼稚園（教育・保育給付対象外の私立幼稚園等）、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用している方で、教育・保育給付認定を受けていない方は、施設等利用給付認定（新1号～新3号認定）を受けることにより、上限額まで無償となります。

施設等利用 給付認定区分	対象となるお子さん			上限月額
	年齢	機能	保育の必要性	
新1号認定	3歳児以上	幼稚園	なし	25,700円
新2号認定	3歳児以上	保育所	あり	37,000円
新3号認定	3歳児未満 (住民税非課税世帯)	保育所	あり	42,000円

2 真狩村保育施設等の利用について

（１）利用申込みができるのは

保育対象年齢：満1歳到達～小学校就学前まで

次の①（住所要件）及び②（保育の必要性の事由）の両方を満たす場合に申込みができます。

- ① お子さんと保護者が真狩村に住んでいる。（真狩村に住民票があることを原則とします）
- ② お子さんの保護者が次のいずれかの事由に該当すること。
 - ア）就労している（月48時間以上）
 - イ）妊娠中または出産後間がない（出産予定日の前2か月から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
 - ウ）疾病、負傷、障がい等がある
 - エ）同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）
 - オ）災害等の復旧にあたっている
 - カ）求職活動している
 - キ）就学している（通信制課程は含まない）
 - ク）育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ケ）その他、前各項に類する状態であり村長が必要と認める場合

（２）保育時間、開所日・休所日、利用開始日・退所日

①保育時間

《認定こども園まっかり保育所》

月曜日～金曜日 …午前7時30分から午後6時30分まで

※保育短時間認定の場合は、上記時間の範囲で8時間以内

（原則：午前8時30分から午後4時30分まで）

※教育標準時間（1号認定）は午前8時45分から午後0時45分まで

土曜日……………午前8時から午後4時まで

※教育標準時間（1号認定）については、土曜日の保育は実施していません

②休所日

日曜日、祝日、12月31日から1月5日まで

※認定こども園まっかり保育所の教育標準時間については、長期休業（夏休み等）はありません

(3) 申込みに必要な書類について

ア) すべての方が必要な書類

1	提出書類チェックリスト	別添のとおり（11ページ）
2	保育施設利用等申込書（兼支給認定申請）	別添のとおり（13ページ） ※裏面の記入欄も確認してください。
3	保育が必要なことがわかる書類	詳しくは下記一覧表を確認してください。

イ) 状況によって必要な書類

1	住民票（右記に該当する方）	① 村外から転入予定 ② 単身赴任など保護者が村外在住 ③ 18歳以下の兄・姉が村外在住 ④ その他（真狩村長が必要と認める場合）
2	令和7年度市町村民税所得課税証明書 （在園児で既に提出している場合は不要）	令和7年1月1日現在の住所が村外の方 ※令和7年6月頃に発行されておりますので、詳しくは以前お住いの各市区町村にお尋ねください。
3	生活保護受給証明書	生活保護受給中の方

< 保育が必要なことがわかる書類 >

※必ず保育施設利用等申込書とあわせて期限までに提出してください

	保護者等の状況	必要な書類	備考
1	雇用されている方	・就労証明書（15ページ）	
2	雇用予定の方	・就労証明書（15ページ）	就労・復職予定者は、入所後1か月以内に就労証明書または復職証明書を提出してください。
3	復職予定の方	・就労証明書（15ページ）	
4	自営業・農漁業の方	・就労申告書（17ページ） ・事業内容のわかる書類 ※農業の方は不要です。	（事業内容がわかる書類の例） 個人事業届の写し、登記簿謄本の写し、営業許可通知書、広告物等
5	内職の方	・就労申告書（17ページ）	
6	障がいをお持ちの方	・障害者手帳（写し）など	
7	病気の方	・診断書	診断書には、家庭保育ができない理由や期間の記載が必要です。
8	病人や障がい者の介護・看護	・診断書や障害者手帳（写し）、 介護保険証（写し）、申告書など	
9	出産（予定）の方	・母子手帳（写し）または 出産（予定）証明書	
10	学生の方	・在学証明書または学生証（写し）	新年度になりましたら再度新年度の在学証明書を提出してください。
11	求職中の方	・誓約書兼就職活動報告書（19ページ）	

（４）年度途中の利用申込み

①注意事項

利用を希望する保育施設等をお子さんと一緒に必ず事前に見学して面接及び重要事項の説明を受けてください。

②書類の提出

利用申込みは、６ページ記載の必要書類をそろえて、利用を希望する日の１か月前までに住民課福祉係に申し込んでください。

また、５月以降に入所を希望する場合は「保育所等利用希望調査書」の提出をお願いいたします。（用紙は福祉係にあります）

③利用選考について

利用予定日までに選考結果を送付します。

（５）入所選考について

認定こども園まっかり保育所の定員を超える入所の申込みがあった場合は、下表により評価点数の高い方からの利用決定を予定していますので希望に添えない場合があります。

また、年度途中の入所申込みの場合は原則申込み順となります。

区分	要件	分類	形態	評価 点数	該当 項目
①	保護者及び同居の成人すべてが昼間（概ね午前８時から午後６時まで）に労働することを常態としているため、保育に欠ける。 ただし、以下の②～⑦の要件により保育が不可能な成人がいる場合はその点数とする。	居宅外労働	業務のほとんどが、住宅と就労場所が同一建物（敷地）外で、事業所等に常時勤務しており通勤時間を含めて１日７時間３０分以上	１０	
			業務のほとんどが、住宅と就労場所が同一建物（敷地）外で、事業所等に常時勤務しており通勤時間を含めて１日５時間以上７時間３０分未満	９	
			業務のほとんどが、住宅と就労場所が同一建物（敷地）外で、事業所等に常時勤務しており通勤時間を含めて１日５時間未満	８	
		居宅内労働（日常の家事）	業務のほとんどが、住宅と店舗・作業場が同一建物（敷地）内で１日７時間３０分以上	９	
			業務のほとんどが、住宅と店舗・作業場	８	

	なお、保護者及び同居の成人の要件・分類・点数が異なる場合は最低点を採用し、その点数に特別加算のうえ評価点数とする。	を除く)	が同一建物(敷地)内で1日5時間以上7時間30分未満		
			業務のほとんどが、住宅と店舗・作業場が同一建物(敷地)内で1日5時間未満	7	
②	保護者及び同居の成人が疾病等にかかり、若しくは負傷し、又は精神・身体に障害を有しており保育に欠ける。	入院又は通院	月120時間以上親族に付き添いしている場合	10	
			月60時間以上120時間未満親族に付き添いしている場合	9	
		居宅内	月120時間以上親族に付き添いしている場合	8	
			月60時間以上120時間未満親族に付き添いしている場合	7	
		心身障害等により保育が不可能な場合		10	
③	保護者及び同居の成人が、同居の親族を常時介護するため保育に欠ける。	入院又は入所	月120時間以上親族に付き添いしている場合	10	
			月60時間以上120時間未満親族に付き添いしている場合	9	
		居宅内	月120時間以上親族に付き添いしている場合	8	
			月60時間以上120時間未満親族に付き添いしている場合	7	
④	保護者又は同居の成人が妊娠中又は出産後のため保育に欠ける。	産前産後2ヶ月		10	

⑤	求職活動しているため保育に欠ける。	90日までの期間（ただし、誓約書を提出する場合に限る）			5
⑥	就学しているため保育に欠ける。	学校教育法に規定する学校に在学している期間（ただし、通信制の課程を除く）			8
⑦	その他、村長が特別に認めた場合	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たるなど村長が特別に認めた場合			10
⑧	広域入所の場合	村外在住者(転入予定者を除く)で、父又は母の勤務地が村内の場合			-2
		村外在住者(転入予定者を除く)で、父又は母の勤務地が村外の場合			-4
⑨	保育士として勤務する場合	保育士の資格を有する保護者のうち、村内の保育所に勤務または勤務することが見込まれる場合			2
⑩	調整を要する場合	家族構成	当該児童のほかに就学前の兄弟姉妹がいる場合	1人につき	1
			ひとり親世帯で同居の成人がいない場合		1

表の区分①から⑦までの該当項目により評価点数とし、これに区分⑧及び⑨を調整のうえ評価点数の上位より入所児童を決定する。

なお、評価点数が同じ場合は、区分⑩を調整のうえ入所児童を決定する。

3 利用に関する手続きについて

(1) 転所・退所等

利用決定後に転所・退所を希望される場合は、下記の書類の提出が必要となります。

- ①保育施設等の利用を辞退する場合（入所前）・・・連絡必要
- ②利用を希望する保育施設等を変更する場合（入所前）・・・連絡必要 ※再申請の場合あり
- ③保育施設等を退所したい場合・・・・・・保育所退所届
- ④別の保育施設等に転所したい場合（広域入所）・・・・・・保育所退所届
※ 転所（広域入所）を希望する方は、相手先の市町村との調整となります。

(2) 申込み時と状況が変わった方

仕事を辞めた場合や、転居、婚姻及び出産等で家庭状況等に変更があった場合は、下記の書類の提出が必要です。

- ① 保護者の氏名など家族構成や
住所が変わった場合・・・・・・住所・氏名・保護者・家族構成変更届等
 - ②求職中の方が就職する場合・・・・・・就労証明書
 - ③勤務先が変更になった場合・・・・・・就労証明書
 - ④雇用期限の更新があった場合・・・・・・就労証明書
 - ⑤勤務先に復職した場合・・・・・・就労証明書
 - ⑥出産予定の場合・・・・・・母子手帳の写しなど
 - ⑦育児休業を取得した場合・・・・・・就労証明書及び育児休業申立書など
- ※ 教育・保育給付認定に変更がある場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要となる場合があります。また、手続きによっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が無効となる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期限の1か月前までに必要書類を提出してください。

4 利用申込み関係書類

提出書類チェックリスト

		希望の保育 施設等名	
フリガナ 児童氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日
新規申込児 ・在所児	新規申込児 ・ 在所児 ←○印をどちらかに記入してください。		
連絡先の 電話番号	①	②	

書類が不足したり、期限までに提出がない場合は、審査の対象となりません。
必要書類が揃っているか確認して、確認できたものには□にチェックしてください。
確認後、このチェックリストを表紙にして、下記書類とともに提出してください。

☐ 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 保育施設等利用申込書

保育が必要なことがわかる書類 ↓○をつけてください

☐ 就労証明書	父・母・（ ）
☐ 就労申告書（自営業・内職）	父・母・（ ）
☐ 診断書	父・母・（ ）
☐ 母子健康手帳または出産（予定）証明書	父・母・（ ）
☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳	父・母・（ ）
☐ 在学証明書	父・母・（ ）
☐ 申立書	父・母・（ ）
☐ 誓約書兼就職活動報告書	父・母・（ ）
☐ その他 (事業内容のわかる書類・給与額証明書)	父・母・（ ）

状況によって必要な書類

☐ 住民票（原則不要）	■添付が必要な方 ①村外から転入予定の場合②単身赴任など保護者が村外在住の場合③18歳以下の兄・姉が村外在住の場合④その他、真狩村長が必要と認める場合
☐ 令和7年度市町村民税所得課税証明書 (令和7年1月1日現在の住所地が村外の方は必要です) ※在園児で既に提出している場合は不要です。	父・母・（ ）
☐ 令和8年度市町村民税所得課税証明書 (令和8年1月1日現在の住所地が村外の方で、令和8年9月以降利用希望の方は必要です)※令和8年6月頃発行されますので、詳しくは以前お住いの各市区町村にお尋ねください。	父・母・（ ）
☐ 誓約書（転入予定者用）	保育施設等の利用申込み前までに住所地が村外の方
☐ 生活保護受給証明書	生活保護受給中の方

令和8年度 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼 保育施設等利用申込書

フリガナ
(あて先) 虻田郡 真狩村長
申請者

(誓約)
私(申請者)は、以下の①～③の項目に同意した上で、支給認定及び保育施設等の利用に係る申請について関係書類を添えて申し込みます。
①利用者負担額決定に際し、地方税法等に係る諸帳簿、台帳を確認されること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額を保育施設等に対して提示すること。なお、村が実施する利用者負担額の特例減額を受けるため、村の公共料金の未納額を確認されること。
②4月1日からの利用に係る支給認定申請の結果が令和8年2月又は3月となること。
③利用を希望する保育施設等から重要事項の説明を受け、その内容を確認していること。
なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、支給認定及び保育施設等の利用決定を取消しされ(退所させられ)ても異議は申し立てません

○住所・家族構成・連絡先記入欄				申 込 日	令 和	年	月	日
現 住 所	〒 - 虻田郡真狩村字	電話	自宅					
			父の携帯					
			母の携帯					
			父の職場					
			母の職場					
令和7年1月1日の住所	☐ 村内 ☐ 村外 ※村外の場合は、ご記入ください。							
児童から見た続柄	氏 名	年齢	生 年 月 日	職業・学年	個 人 番 号			
			年 月 日		- -			
			年 月 日		- -			
			年 月 日		- -			
			年 月 日		- -			
			年 月 日		- -			

※利用希望児童を含め父母及び同居所に住んでいる人全員について記入してください。また、18歳未満の別居の児童がいる場合も記入してください。
※年齢、学年等は令和8年4月1日現在で記入してください。

○利用希望児童・利用希望保育施設記入欄

利 用 希 望 児 童	①フリガナ 氏 名		性別 男・女	生年月日	年齢	障がい・発達の遅れまたは難病	有・無	
	個人番号 -			歳				
	利 用 希 望 期 間	(開始) 令和 年 月 日から	(終了)	☐ 令和 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで				
	現 在 の 保 育 状 況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 (現在通っている施設名)						
	②フリガナ 氏 名		性別 男・女	生年月日	年齢	障がい・発達の遅れまたは難病	有・無	
	個人番号 -			歳				
	利 用 希 望 期 間	(開始) 令和 年 月 日から	(終了)	☐ 令和 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで				
	現 在 の 保 育 状 況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 (現在通っている施設名)						
	③フリガナ 氏 名		性別 男・女	生年月日	年齢	障がい・発達の遅れまたは難病	有・無	
	個人番号 -			歳				
	利 用 希 望 期 間	(開始) 令和 年 月 日から	(終了)	☐ 令和 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで				
	現 在 の 保 育 状 況	☐ 家庭内保育 ☐ 職場内託児所 ☐ 保育所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 (現在通っている施設名)						
	入所する施設をお選びください。		☐ 認定こども園まっかり保育所 (☐ 保育認定 ☐ 教育標準時間認定)					
			☐ 他市町村の保育施設 施設名 () 理由					

▼ 利用を希望する曜日・時間帯 ※日曜日は保育を行わない施設があります。		※標準時間と短時間は希望されていても、認定は異なることがあります。	
曜日	□月 □火 □水 □木 □金 □土	希望時間	☐ 保育短時間（午前8時30分～午後4時30分） ☐ 保育標準時間（午前7時30分～午後6時30分） ☐ 教育標準時間（午前8時45分～午後0時45分）

※該当する区分にチェックし、必要事項を記入してください。

※父母の状況の証明となる書類(例：就労証明書等)の添付が必要です。ご注意ください。

区分		父の状況		母の状況	
労働者 ☐ 就労 (予定含む)		☐ 就労中 ☐ 育児休業取得中 (復職予定日 令和 年 月 日) ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定		☐ 就労中 ☐ 育児休業取得中 (復職予定日 令和 年 月 日) ☐ 就労先決定済 ☐ 求職活動中・求職活動予定	
□ 就学	学校名				
	就学日数	1か月あたり () 日		1か月あたり () 日	
	就学時間	午前・午後 () 時 () 分 ～ () 時 () 分		午前・午後 () 時 () 分 ～ () 時 () 分	
	就学期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		令和 年 月 日～令和 年 月 日	
□ 出産	出産(予定)日		令和 年 月 日		
	出産後の予定		☐ 就労予定なし ☐ 求職活動予定 ☐ 産休のみ : 令和 年 月 日復職 ☐ 育児休業取得(予定) : 令和 年 月 日復職		
□ 障がい	障がい名				
	手帳の交付	☐ 身体障害者手帳 () 級 ☐ 精神保健福祉手帳 () 級 ☐ 療育手帳 A・B		☐ 身体障害者手帳 () 級 ☐ 精神保健福祉手帳 () 級 ☐ 療育手帳 A・B	
□ 病気等	病名等				
	病院名				
□ 介護・看護	状況	☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他 () (期間: 年 月 日～ 年 月 日)		☐ 入院 ☐ 寝たきり ☐ 常時安静が必要 ☐ 通院 ☐ その他 () (期間: 年 月 日～ 年 月 日)	
	介護の対象者	氏名 続柄		氏名 続柄	
	介護の状況	☐ 入院または通院している親族に付き添い (月60時間以上120時間未満) ☐ 入院または通院している親族に付き添い (月120時間以上) ☐ 居宅内介護看護 (月60時間以上120時間未満) ☐ 居宅内介護看護 (月120時間以上)		☐ 入院または通院している親族に付き添い (月60時間以上120時間未満) ☐ 入院または通院している親族に付き添い (月120時間以上) ☐ 居宅内介護看護 (月60時間以上120時間未満) ☐ 居宅内介護看護 (月120時間以上)	
	病名・障がい名				
	病院・施設名				
	介護保険の利用	☐ 有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) ☐ 無		☐ 有 (要介護・要支援 1・2・3・4・5) ☐ 無	
	期間	年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
□ その他		□ 災害復旧 □ その他 ()		□ 災害復旧 □ その他 ()	
父または母が同居していない理由		☐ 単身赴任 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 未婚 ☐ 死亡 ☐ その他 ()			
		単身赴任 (□父 □母) の場合 (住所)			
備考					

就労証明書

真狩村長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日

(注) 被雇用者が記入した場合や虚偽の証明は無効です。

自営業・内職に従事している方用

就 労 申 告 書

フリガナ 児童氏名	(平成・令和 年 月 日 生) (歳)	希望保育 施設等名	
--------------	----------------------	--------------	--

※該当する項目のみ記入してください。

自 営 業 (農漁業含む。)	1 事業所名(屋号等)
	2 事業内容
	3 事業従事者 ・経営者 (父・母) ※該当に○か、父母以外は記入してください。 ・経営者以外の従事者 ※同居の親族で従事している者のみ記入してください。 (続柄) 氏 名 () () ()
	4 上記3の経営者が父または母以外の場合、父または母の仕事内容 ※詳しく記入してください。 ※就労証明書を提出する場合は記入不要です。
	5 事業開始年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
	6 事業の場所 ☐ 住所地 ☐ 住所地外 ()
内 職 その他の職	1 仕事の内容 ※詳しく記入してください。
	2 開始年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
	3 委託者または発注者氏名 ※内職の場合に記入してください。 (氏名・会社名・電話)

※必ず記入してください。

区 分	父	母
就労時間	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
就労曜日	月・火・水・木・金・土・日 不定期	月・火・水・木・金・土・日 不定期
就労日数 (月平均)	日/月	日/月
収入額 (月平均)	円/月	円/月
就労開始日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日

(あて先) 虻田郡 真狩村長
上記のとおり相違ないことを申告します。
令和 年 月 日

保護者名
(申告者)

誓約書 兼 就職活動報告書

フリガナ 児童氏名	(歳) (平成・令和 年 月 日 生)	第1希望の 保育施設等名	
--------------	----------------------------	-----------------	--

1. 誓約

私は、子どもが保育施設等を利用できましたら、3か月以内に就職し、勤務先から就労証明書をもらい真狩村長に提出いたします。

なお、3か月以内に就労証明書を提出できない場合は、保育施設等の利用決定を取り消されても異議を申し立てません。

2. 就職活動報告書

現在の就職活動の状況を下記のとおり報告します。(1)～(4)に○をしてください。

- (1) 現在、求職活動は行っていない。(保育施設等の利用開始後に行う)
- (2) 自宅において就職情報誌等により行っている。
- (3) 知人等の紹介により行っている。
- (4) ハローワークにおいて行っている。

①月に1回程度

②月に2～3回程度

③週に1回程度

④週に2回以上

注：記入がない場合は、(1)として取り扱います。

令和 年 月 日

(あて先) 虻田郡 真狩村長

住 所

氏 名

(児童からみた続柄)

※この誓約書は、求職中の方が提出するものです。就労中、就労予定の方は、この誓約書ではなく就労(予定)証明書を提出してください。

申 立 書

フリガナ 児童氏名	(歳) (平成・令和 年 月 日 生)	第1希望の 保育施設等名
--------------	--------------------------------	-----------------

[illegible]

令和 年 月 日

住所

フリガナ
氏名

(児童からみた続柄)

5 注意事項

ア) 提出書類について

提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義があるときは、追加資料の提出をお願いしたり、勤務先等への電話や書面による調査、面接を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

イ) 家庭保育を希望するお子さんがいる場合（村内に施設はありません。）

同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望するお子さんがいる場合は、原則として利用の申込みはできません。

ウ) 育児休業（育児・介護休業法に基づくもの）中の利用について

育児休業期間中の新規利用はできません。

保育施設等を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、そのお子さんは原則として利用できなくなります。ただし、育児休業を取得する際、出産日から1年以内に復職する場合は、保護者の申出により、その期間も継続して利用することができます。また、1年を超える育児休業の場合も、育児休業の対象児童が1歳になる月の末日まで継続して利用することができます。

この場合、復職予定証明書に加え、育児休業期間中の利用継続を希望する内容の「育児休業に係る申立書」の提出が必要です。

エ) 保育の利用期間

復職予定や就労予定及び、雇用期限がある方などにつきましては、保育の利用期間を年度途中までとすることがあります。保育の利用期間を更新するためには、復職予定や就労予定の方は就労開始後、雇用期限がある方は雇用更新後、速やかに就労・復職証明書等を提出していただく必要があります。

オ) 在所（園）児における継続利用等について

在所（園）児の新年度申込みにおいて、保護者についての保育の必要性の事由（就労状況等）が前年度利用時点に比べ変化があった場合（求職中やパートの時間数の減少及び外勤から内職に変更した場合等）は、継続して利用できないことがありますのでご了承ください。また、在園児のきょうだい児の新規申込みにつきましても、利用要件によっては利用できないことがあります。

キ) 利用決定とならなかった場合

希望していた利用日から利用できなかった場合も、支給認定の有効期間がある限り令和8年度保育施設等利用申込みは、令和9年3月31日まで有効です。利用可能となった時点で、住民課福祉係から通知します。

6 利用者負担額（保育料）について

（１）保育料について

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。認可保育所等や幼稚園のほか、認可外保育施設等についても、要件を満たす方については無償化の対象となります。

○無償化の対象となる児童

認 定 区 分	無 償 化 対 象 児 童
1号認定（幼稚園機能）	全員
2号認定（3～5歳児）	全員
3号認定（1～2歳児）	第2階層（住民税非課税世帯）

（２）保育料の決定

4月分から8月分まではお子さんの父母の令和7年度市町村民税を合算した額に応じて決定し、9月分から3月分まではお子さんの父母の令和8年度市町村民税額を合算した額に応じて決定します。（**父母の収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の市町村民税額で決定する場合もあります。**）

利用者負担額は、保育施設等に入所した年度の初日の満年齢（3歳未満か3歳以上）及び兄弟の利用の有無等により金額が異なります。

利用者負担額は児童の当該年度4月初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の利用者負担額は変わりません。令和8年度利用者負担額の4月分から8月分は4月中旬頃、9月から3月分は9月上旬頃までに決定する予定です。令和8年度の利用者負担額（予定）を掲載していますので、本書の25～26ページをご参照ください。

※【注意】

- ① 利用者負担額の算定には、住宅取得控除、配当控除等、控除できないものがあります。
- ② 保育施設等を欠席した場合でも、利用者負担額は全額お支払いいただきます。
保育施設等を退所する場合は、保護者から「退所届」が提出され、退所日が確定するまでは利用者負担額がかかりますので、事前に「退所届」を提出してください。
- ③ 入所または退所の場合の利用者負担額は日割りとなります。
- ④ 世帯状況の変更に伴い、年度の途中で利用者負担額が変わることがあります。
- ⑤ 税額に変更があった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、できるだけ早く、住民課福祉係に連絡されますようお願いします。
- ⑥ 期日までに利用者負担額の納入がない場合、財産の差押処分等を行うことがあります。
- ⑦ 利用者負担額を決定するにあたり、市町村民税額の確認ができないときに「申告状況確認書」をご提出いただく場合があります。

（３）利用者負担額の納付について

① 納付方法

村内指定金融機関（北海道信用金庫全店、ようてい農業協同組合真狩支所）での口座振替の納付をお願いいたします。（振替日は毎月26日。金融機関休業日の場合は翌営業日）

② 口座振替の手続き

口座振替の手続きは、通帳、お届けの印鑑をお持ちになり、住民課福祉係までお越しください。（すでに口座振替により利用者負担額を納付されているお子さんの分については、改めて手続きしていただく必要はありません。

※ 新規の口座振替の手続完了まで数日かかり、完了したら通知が届きます。それまでは、保育施設等を通じて納入通知書をお渡ししますので、納期限までに指定金融機関等で納付してください。

(4) 利用者負担額の減免等について

①多子軽減（きょうだい児減免）

【保育所を利用している場合】

同一世帯でお子さんが2人以上同時に保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、幼稚園、認定こども園または児童発達支援等（※）を利用している場合、保育施設等に入所しているお子さんの利用者負担額が軽減され、上から2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。また、2人以上同時に利用していない場合でも、第2子以降の3歳未満、第5階層以下に該当する場合は無料となります（平成29年度から当分の間）。

なお、保育所、家庭的保育事業及び小規模保育事業以外の施設等を利用しているお子さんについては、所定の届出書のほか在園証明書等の提出が必要です。提出後に幼稚園等の入所時点に遡って変更される場合がありますので、詳しくは、住民課福祉係にお問い合わせください。

※算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります（認可外保育施設は含まれません）。

【幼稚園（教育標準時間）を利用している場合】

同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

②災害・疾病等による利用者負担額の減免

災害、疾病、その他やむを得ない理由により、利用者負担額の全額または一部の支払いが困難と認められる場合に、利用者負担額の減免が受けられることがあります。

(5) 利用者負担額の特例（減額）について

真狩村では、認定こども園まっかり保育所を利用する児童の保護者を対象に、村が定める利用者負担額の70%（国基準の73%）を令和5年度から令和7年度まで減額していましたが、令和8年度以降も継続して実施いたします。（令和10年度までの3年間）

【対象要件】

ア) 村内に住所を有し、居住していること。

イ) 前年度末日（3月31日）時点において利用者負担額、税及び使用料など村に納入すべき料金に滞納がないこと。

※【注意】他市町村の保育施設等に入所する場合は減額になりません。

(6) 給食費について

幼児教育・保育の無償化により令和元年10月から、3歳児以上の2号認定の一部世帯（所得割77,101円以上の第一子・第二子）は、給食費を徴収することとなりましたが、村では当分の間、1号認定と同様に全世帯無償としています。

3歳児未満の給食費は保育料に含まれているため、給食費の徴収はありません。

7 令和8年度 保育所利用者負担額表

認定こども園まっかり保育所

(1) 保育標準時間（保育所 1 1 時間）

※利用者負担額については、本書の24～25ページをご参照ください。

利用児の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） （国の利用負担の水準×90%）	減免後の利用者負担額（月額） （70%減額後）
階層区分	区 分（税 額）	3歳児未満（3号認定）	3歳児未満（3号認定）
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 0 (0)	0 (0)
第3		市町村民税のうち所得割が48,600円未満 17,500 (8,700)	5,200 (0)
第4		市町村民税のうち所得割が97,000円未満 27,000 (13,500)	8,100 (0)
第5		市町村民税のうち所得割が169,000円未満 40,000 (20,000)	12,000 (0)
第6		市町村民税のうち所得割が301,000円未満 54,900 (27,400)	16,400 (8,200)
第7		市町村民税のうち所得割が397,000円未満 72,000 (36,000)	21,600 (10,800)
第8		市町村民税のうち所得割が397,000円以上 ※80,500 (40,200)	※24,100 (12,000)

※国の基準額の激変緩和のため村が独自に定めた利用者負担額

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※）、保育施設等に入所している児童の利用者負担額は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が（ ）内の額、3人目以降の児童は無料となります。

（※）利用者負担額軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）

注2 第2子以降の3歳未満（満3歳に達する年度の3月31日まで）、第5階層以下の場合には無料となります。

注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注4 利用者負担額は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の利用者

負担額は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

(2) 保育短時間（保育所8時間）

※利用者負担額については、本書の24～25ページをご参照ください。

利用児の属する世帯の階層区分		利用者負担額の額（月額） （国の利用負担の水準×90%）	減免後の利用者負担額の額 （月額）（70%減額後）
階層区分	区 分（税 額）	3歳児未満（3号認定）	3歳児未満（3号認定）
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の	0 (0)	0 (0)
第3	算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税のうち所得割が48,600円未満 17,300 (8,600)	5,100 (0)
第4		市町村民税のうち所得割が97,000円未満 26,600 (13,300)	7,900 (0)
第5		市町村民税のうち所得割が169,000円未満 39,500 (19,700)	11,800 (0)
第6		市町村民税のうち所得割が301,000円未満 54,000 (27,000)	16,200 (8,100)
第7		市町村民税のうち所得割が397,000円未満 70,900 (35,400)	21,200 (10,600)
第8		市町村民税のうち所得割が397,000円以上 ※79,200 (39,600)	※23,700 (11,800)

※国の基準額の激変緩和のため村が独自に定めた利用者負担額

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※）、保育施設等に入所している児童の利用者負担額は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が（ ）内の額、3人目以降の児童は無料となります。

（※）利用者負担額軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）

注2 第2子以降の3歳未満（満3歳に達する年度の3月31日まで）、第5階層以下の場合無料となります。

注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注4 利用者負担額は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の利用者負担額は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

